

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>（保税蔵置場に対する処分の基準等）</p> <p>48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行うとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。</p> <p>(1) 法第48条第1項第1号に基づく処分</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ 処分点数の算出方法 処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。</p> <p>(イ)～(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 非違が故意に行われたと認められる場合は、<u>20点</u>（当該非違が関税等のは脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は<u>40点</u>）を加算する。</p> <p>(ニ) 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ)から(ハ)までにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。</p> <p>(ホ) (省略)</p> <p>ニ (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>（保税蔵置場に対する処分の基準等）</p> <p>48-1 保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行うとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する。</p> <p>(1) 法第48条第1項第1号に基づく処分</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>ハ 処分点数の算出方法 処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（1点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記(2)イ(ハ)において同じ。）に基づき行う。</p> <p>(イ)～(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 非違が故意に行われたと認められる場合は、<u>10点</u>（当該非違が関税等のは脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は<u>20点</u>）を加算する。</p> <p>(ニ) 被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、(イ)から(ハ)までにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合、<u>過去にも同様の非違が行われた場合</u>その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。</p> <p>(ホ) (同左)</p> <p>ニ (同左)</p>